

エンビト福祉カレッジ

サービス管理責任者研修事業

A service management person in charge is basic training.(going to school course)

学 則

School regulation

1 開講目的

- (1) 障がい福祉分野における教育機関を設置することは、障害福祉従事者に関する専門的な知識を有する優秀な人材を育成するとともに、当カレッジの設置は人材養成を通して地域で安心して住み続けることができる環境整備に寄与することを目的とする。
- (2) 社会活動と知識、教養の向上ならびに日常の就業体制を支援することにつながり、当カレッジの設置は社会全体の好循環を生む架け橋となることを目的とする。
- (3) 社会貢献を目指す良質な人材が社会活動を安心して継続するためにも、公的な資格を習得することは、更に安定的な生活水準を確保することにつながり、当カレッジの設置は雇用安定を推進することを目的とする。
- (4) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技術を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という。)の養成を図ることを目的とする。

2 研修事業の名称及び課程

- ▶名称 エンビット福祉カレッジ サービス管理責任者等基礎研修コース・実践研修コース・更新研修コース
- ▶課程 サービス管理責任者等基礎研修・実践研修・更新研修

3 場所

会場名	所在地
エンビット福祉カレッジ	〒001-0018 北海道札幌市北区北 18 条西 7 丁目 20-214

4 研修期間・年間の開講時期・研修時間数等

サービス管理責任者等基礎研修カリキュラム日程

No.	開講日	時間			時間数	区分	科目
			～				
1	1 日目	9:30	～	10:30	1	講義	サービス（支援）提供の基本的な考え方
2		10:40	～	12:10	1.5	講義	サービス（支援）提供のプロセス
3		13:10	～	14:40	1.5	講義	サービス等利用計画（障害児支援利用計画）と個別支援計画の関係
4		14:50	～	17:20	2.5	講義	サービス（支援）提供における利用者主体のアセスメント
5		17:30	～	18:30	1	講義	個別支援計画作成のポイントと作成手順
6	2 日目	9:40	～	11:40	2	演習	個別支援計画の作成
7		12:40	～	15:10	2.5	演習	個別支援計画の作成
8		15:20	～	16:50	1.5	演習	モニタリング及び記録方法
9		17:00	～	18:30	1.5	演習	個別支援計画修正案の作成と振り返り
				計	15h		

サービス管理責任者等実践カリキュラム日程

No.	開講日	時間		時間数	区分	科目	
1	1日目		～		1	講義	障害者福祉施策の最新の動向
2		9:00	～	10:00	1	講義	モニタリングの方法①
3		10:05	～	11:05	1	演習	モニタリングの方法②
4		11:10	～	12:10	1	講義	個別支援会議の運営方法①
5		13:00	～	14:30	1.5	演習	個別支援会議の運営方法②
6		14:40	～	15:40	1	演習	個別支援会議の運営方法③
7		15:50	～	16:50	1	演習	個別支援会議の運営方法③
8	2日目	9:00	～	10:30	1.5	講義	サービス提供職員への助言・指導について
9		10:35	～	11:35	1	演習	実地教育としての事例検討会の進め方
10		12:35		13:35	1		実地教育としての事例検討会の進め方
11		13:40	～	14:30	0.9	講義	サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者等の役割(他職種連携や地域連携の実際の事例からサービス担当者会議のポイント)
12		14:35	～	15:25	0.9	演習	自立支援協議会を活用した地域課題に向けた取組
13		15:30	～	16:30	1	講義	サービス担当者会議と(自立支援)協議会の活用についてのまとめ
14		16:35	～	17:25	0.9	講義	サービス担当者会議と(自立支援)協議会の活用についてのまとめ
				計	14.5h		

▶サービス管理責任者等更新カリキュラム日程

No.	開講日	時間			時間数	区分	科目
1	1 日目	9:00	～	10:00	1	講義	障害者（児童）福祉施策の最新の動向
2		10:05	～	11:35	1.5	演習	事業所としての自己検証
3		11:35	～	12:35	1	演習	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としての自己検証①
4		13:00	～	14:00	1	演習	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としての自己検証②
5		14:05	～	15:35	1.5	演習	関係機関との連携
6	2 日目	9:00	～	10:00	1	講義	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としてのスーパービジョン①
7		10:05	～	11:05	1	講義	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としてのスーパービジョン②
8		11:10	～	12:10	1	講義	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としてのスーパービジョン③
9		13:00	～	14:00	1	演習	事例検討のスーパービジョン
10		14:05	～	15:05	1	演習	サービス（支援）提供職員等へのスーパービジョン①
11		15:10	～	16:10	1	演習	サービス（支援）提供職員等へのスーパービジョン②
12		16:20	～	17:20	1	演習	研修のまとめ
				計	13h		

年間の開講時期

▶サービス管理責任者等**基礎研修**

令和6年度	募集期間 選考期間	受講決定通知 受講料納付 課題提出期間	開講日程		募集 定員
第1回	10月1日～ 11月1日～	11月1日～ 11月30日	1日目	12月14日	60名
			2日目	12月15日	
第2回	11月1日～ 12月30日	12月1日～ 12月30日	1日目	1月25日	60名
			2日目	1月26日	
第3回	12月1日～ 1月30日	1月1日～ 1月30日	1日目	2月22日	60名
			2日目	2月23日	
第4回	1月1日～ 2月28日	2月1日～ 2月28日	1日目	3月22日	60名
			2日目	3月23日	

▶サービス管理責任者等**実践研修**

令和6年度	募集期間 選考期間	受講決定通知 受講料納付 課題提出期間	開講日程		募集 定員
第1回	10月1日～ 11月30日	11月1日～ 11月30日	1日目	12月21日	60名
			2日目	12月22日	
第2回	11月1日～ 12月30日	12月1日～ 12月30日	1日目	1月18日	60名
			2日目	1月19日	
第3回	12月1日～ 1月30日	1月1日～ 1月30日	1日目	2月15日	60名
			2日目	2月16日	
第4回	1月1日～ 2月30日	2月1日～ 2月28日	1日目	3月15日	60名
			2日目	3月16日	

▶サービス管理責任者等**更新研修**

令和6年度	募集期間 選考期間	受講決定通知 受講料納付 課題提出期間	開講日程		募集 定員
第1回	10月1日～ 11月30日	11月1日～	1日目	12月7日	60名
			2日目	12月8日	

		11月30日			
第2回	11月1日～ 12月30日	12月1日～ 12月30日	1日目	1月11日	60名
			2日目	1月12日	
第3回	12月1日～ 1月30日	1月1日～ 1月30日	1日目	2月8日	60名
			2日目	2月9日	
第4回	1月1日～ 2月30日	2月1日～ 2月28日	1日目	3月8日	60名
			2日目	3月9日	

留意事項:オンライン(ZOOM)での開催とする。

5 受講定員

研修名	定員	年間
▶サービス管理責任者等基礎研修	60名	240名
▶サービス管理責任者等実践研修	60名	240名
▶サービス管理責任者等更新研修	60名	240名
但し,開講2週間前までに8名以上の受講希望がない場合,開講しないことがある。		

6 受講対象者および実務経験

サービス管理責任者等基礎研修

こども家庭庁支援局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」（こ支障第34号 障発0630第7号：令和5年6月30日一部改正）の3(1)①及び4(1)①において規定されている「基礎研修」の対象であって、次のいずれかに該当するもの。

指定障害者福祉サービス事業所又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所においてサービス管理責任者等として従事予定であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年
国家資格等による業務に一定期間以上従事している者による相談支援業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

（留意事項）

- ※ 受講要件となる業務の詳細は、別紙1（宮城県サービス管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験一覧表）及び別紙1-1（宮城県児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験一覧表）をご確認下さい。
- ※ 従事している（していた）業務が、実務経験一覧表のいずれに該当するか不明な場合は、事務所・施設等の管理者や設置している市区町村等へお問い合わせください。

▶サービス管理責任者等実践研修

こども家庭庁支援局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」（こ支障第34号 障発0630第7号：令和5年6月30日一部改正）の3(2)①及び4(2)①において規定されている「実践研修」の対象であって、次のいずれかに該当するもの。

▶「サービス管理責任者実践研修」

- (ア) 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）第1号イの(2)の(二)に規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。
- (イ) サービス管理責任者基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者告示第1号イの(1)に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設若しくは指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において通算して六月以上、同号イの(2)の(二)の b に規定する業務（以下「個別支援計画作成の業務」という。）に従事したもので、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。
- (ウ) 平成31年4月1日において改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（以下「旧サービス管理責任者告示」という。）第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧サービス管理責任者告示第1号イの(1)の(二)の b に規定する旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。）であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又はイに定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。）で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。
- (エ) サービス管理責任者告示第1号イの(2)の柱書きに定める期間内にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの
※この場合にあつては、アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又はイに定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

▶児童発達支援管理責任者実践研修

- (ア) 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。）第2号イに規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害児入所施設等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。なお、児童発達支援管理責任者告示第1号に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関（療養病床関係病室に限る。）等以外での実務経験が3年以上必要

であることに留意すること。

- (イ) 児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において児童発達支援管理責任者告示第1号に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、本研修の受講開始日前五年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算して六月以上、第2号ロの(2)に規定する業務（以下「障害児個別支援計画 作成の業務」という。）に従事したもので、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。
- (ウ) 平成31年4月1日において改正前の障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「旧児童発達支援管理責任者告示」という。）第2号の規定に該当する者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。）であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事したのもの又はイに定める期間、障害児個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。）で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。
- (エ) 児童発達支援管理責任者告示第2号柱書きに定める期間内に児童発達支援管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあっては、アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又はイに定める期間、障害児個別支援計画作成の業務に従事したものであることを要しない。

1 実践研修の受講に必要な実務経験について【別添1・2】

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としておりますが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者であるものが、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とします。

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添1

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

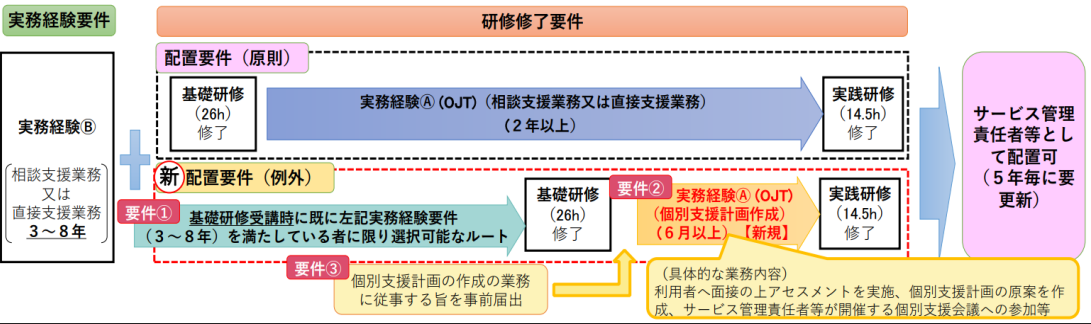
※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

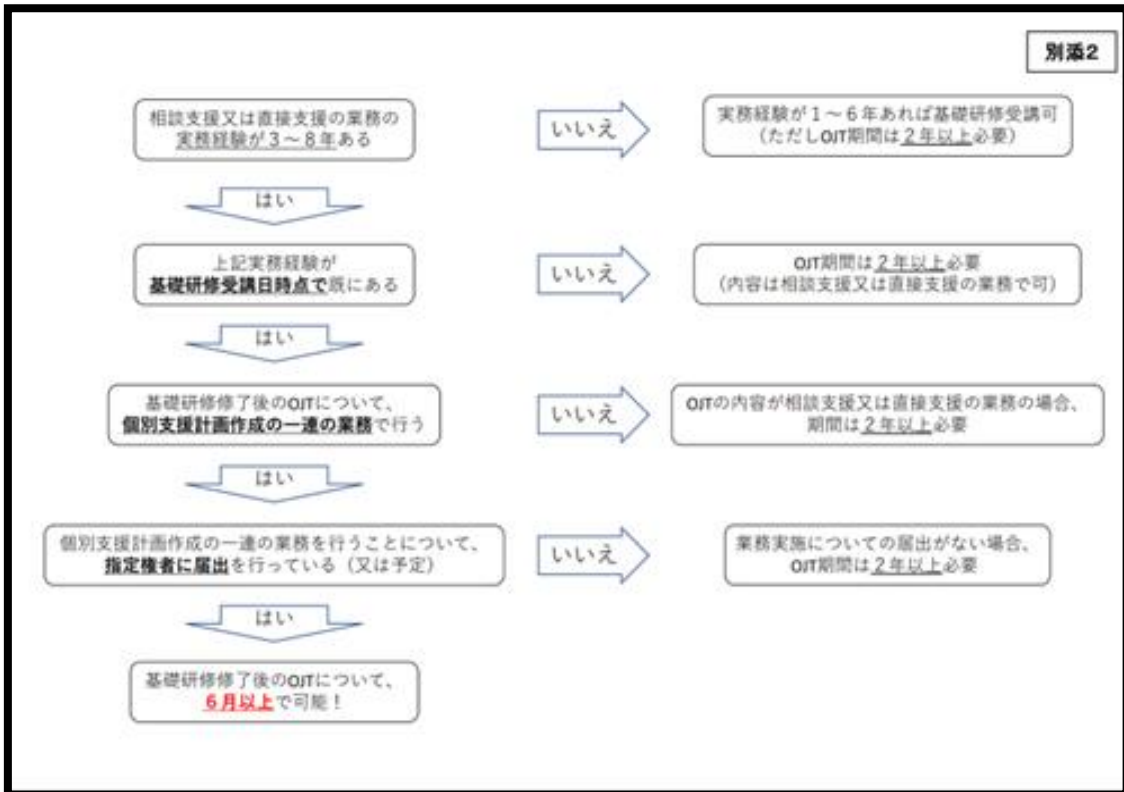
【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成**までの一連の業務（※）を行う。
 - やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。
- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。
（施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



別添2



2 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について【別添3・4】

(ア) サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間としております。今回、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、また、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、従前のやむを得ない事由(※)による措置(1年間)に加え、以下のいずれの要件も満たすものについて、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能(最長2年間)とします。

- ① 実務経験要件を満たしていること
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みであること
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

※やむを得ない事由については、サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合を想定している。

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添3

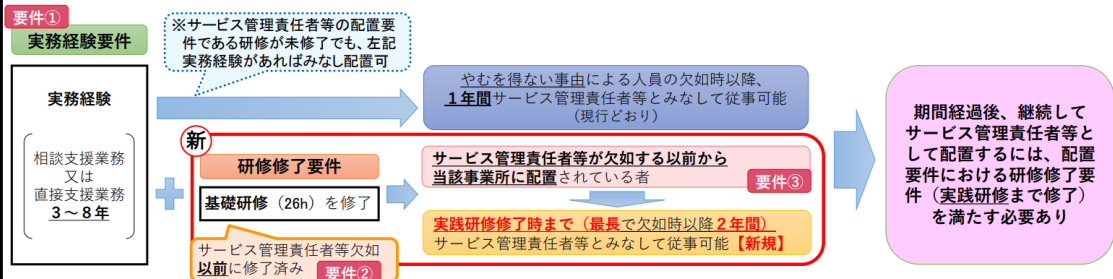
② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**(※)によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験(3～8年)を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間(最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間)** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。(現行と同じ)
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する**以前から**サービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）
みなし配置可能

▶サービス管理責任者等更新研修

こども家庭庁支援局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」（こ支障第34号 障発0630第7号：令和5年6月30日一部改正）の3(3)①及び4(3)①において規定されている「更新研修」の対象であって、次のいずれかに該当するもの。

▶「サービス管理責任者更新研修」

イ 平成18年度から平成30年度までに北海道又は他の都道府県が実施したサービス管理責任者研修を修了した者で、これまでに一度もサービス管理責任者更新研修を修了していない、以下の①～②のいずれかに該当するもの<旧体系修了者>

① 申込時点で、サービス管理責任者の配置が必要な障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所に所属しており、サービス管理責任者として従事している者又は従事しようとするもの

② ①以外の事業所等に所属しているが、今後、サービス管理責任者として従事しようとするもの

ロ 令和元年度から令和4年度までに北海道又は他の都道府県が実施したサービス管理責任者実践研修又は更新研修を修了した以下の①～②のいずれかに該当する者<旧体系以外>

① 申込時点で、サービス管理責任者の配置が必要な障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所に所属しており、サービス管理責任者として従事している者又は従事しようとするもの

② ①以外の事業所等に所属しているが、今後、サービス管理責任者として従事しようとするもの

▶「児童発達支援管理責任者更新研修」

イ 平成18年度から平成30年度までに北海道又は他の都道府県が実施した児童発達支援管理責任者研修（平成18年度から平成23年度までのサービス管理責任者研修（児童分野）を含む。）を修了した者で、これまでに1度も児童発達支援管理責任者更新研修を修了していない、以下の①～②のいずれかに該当するもの<旧体系修了者>

① 申込時点で、児童発達支援管理責任者の配置が必要な児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び指定障害児通所施設（以下「指定障害児入所施設等」という。）に所属しており、児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとするもの

② ①以外の事業所等に所属しているが、今後、児童発達支援管理責任者として従事しようとするもの

ロ 令和元年度から令和4年度までに北海道又は他の都道府県が実施した児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修を修了した以下の①～②のいずれかに該当するもの<旧体系以外>

① 申込時点で、児童発達支援管理責任者の配置が必要な児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等に所属しており、児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとするもの

② ①以外の事業所等に所属しているが、今後、児童発達支援管理責任者として従事しようとするもの

▶その他、北海道が必要と認める者

(留意事項)

平成31年3月31日までにサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（以下「サービス管理責任者等研修」という。）を修了したもので、令和6年4月1日以降もサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事する予定の方は、令和6年3月31日までにサービス管理責任者等更新研修（以下「更新研修」という。）を修了する必要があります。また、更新研修を修了した後は、修了日の属する年度の翌年度を初年度として、同年度以降5年度ごとに更新研修を修了する必要があります。

7 講師氏名

▶サービス管理責任者等基礎研修, 実践研修, 更新研修

号	名前	専門分野	略歴・業績	保有資格
1	中川 裕章	共同生活援助分野, 地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援, 障害児通所支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者, 相談支援専門員, 施設管理者, サービス管理責任者等指導者養成研修修了	柔道整復師, 鍼灸師, 相談支援専門員, サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者

8 ファシリテーターおよび補助講師

号	名前	専門分野	略歴・業績	保有資格
1	荒川 由香	障害児通所支援分野	児童発達支援管理者, 施設管理者	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 保育士
2	石川 留美	障害児通所支援分野	児童発達支援管理者, 施設管理者	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者
3	伊藤 公善	生活介護分野, 就労継続支援分野, 障害児通所支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者, 施設管理者, サービス管理責任者等指導者養成研修修了	社会福祉士, サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者
4	小倉 由起子	障害児通所支援分野	児童発達支援管理者, 施設管理者	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 社会福祉士
5	片岡 佑太朗	生活介護分野, 就労継続支援分野, 障害児通所支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者, 施設管理者	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 社会福祉士
6	菊田 順一	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者, 施設管理者, サービス管理責任者等指導者養成研修修了	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 公認心理師
7	澤田 明之	就労継続支援分野, 自立訓練(機能訓練)分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者, 施設管理者	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 社会福祉主事

8	中川 裕章	共同生活援助分野,地域移行支援,地域定着支援,計画相談支援,障害児相談支援,障害児通所支援分野	サービス管理責任者,児童発達支援管理者,相談支援専門員,施設管理者	柔道整復師,鍼灸師,相談支援専門員,サービス管理責任者,児童発達支援管理責任者
9	水越 ひろ子	就労継続支援分野	児童発達支援管理者,施設管理者	サービス管理責任者,児童発達支援管理者責任者,保育士,介護福祉士,社会福祉主事
10	溝部 直美	就労継続支援分野	サービス管理責任者,児童発達支援管理者,施設管理者	サービス管理責任者,介護福祉士,キャリアコンサルタント
11	森木 聡人	地域移行支援,地域定着支援,計画相談支援,障害児相談支援分野,就労支援分野	旧法) 身体障害者通所授産施設施設長,就労継続支援B型事業管理者,相談支援事業の管理者兼主任相談支援専門員, サービス管理責任者等指導者養成研修修了、相談支援従事者指導者養成研修	サービス管理責任者,児童発達支援管理者責任者,社会福祉施設長資格,主任相談支援専門員,介護福祉士

五十音順

9 受講申し込み

サービス管理責任者等基礎研修申し込みについて

(1) 申込書類

号	書類	様式	全員	該当者のみ	留意事項
1	受講申込書 (推薦書)	様式 1	○		・東北福祉カレッジのホームページ (http://www.tohoku-fukushi.com) からダウンロードして作成してください。 ・別紙「受講申込書等作成上の留意事項」、「記入例」参照
2					
3					
4	返信用封筒	角形 2 号	○		・受講可否及び受講案内の通知に使用します。 ・ <u>返信先(所属事業所名・住所等)と申込者氏名(様)</u> を明記してください。 ・申込者人数分必要です。
	160 円切手				
5	受講要件に関する 資格証明書	写し		○	
6	戸籍抄本			○	・申込書と資格証明書等に記載の氏名が異なる場合は、提出してください。 ・ <u>新・旧姓が両方記載されている場合、運転免許証の両面コピーでも可</u>
7	雇い入れ内定書の 写し			○	・新たにサービス管理責任者等として雇用予定の場合に、 <u>代表者職・氏名、事業所印、内定者名、雇用開始日、従事内容等</u> が記載されているものを提出してください。

- * 提出いただいた書類は、写しも含め、いかなる場合も返却いたしません。
- * 記載漏れや提出漏れ等の不備があった場合、受付できない場合があります。

(2) 提出方法

簡易書留にてお申込み願います。左記方法以外は受講申し込みを受領いたしません。

(留意事項)

- * 持ち込み提出は受理できません。全て郵送でお申込みください。
- * 同一事業所(法人)から複数の受講希望者の各必要書類をまとめて封入し、お申込みできます。その際は、「受講希望者名」、「合計人数」、「優先順位」を記載した添書を同封してください。

▶サービス管理責任者等実践研修申し込みについて

号	内 容	備 考
1	▶基礎研修の修了証書の写し	平成31年度以降の基礎研修修了証書の写し。他都道府県で交付されたものでも構いません。
2	▶返信用封筒 2枚 (角形2号 160 円切手貼付)	受講可否通知書及び修了証書の送付に使用しますので、必ず2枚提出してください。
3	▶住民票抄本(原本)	いずれの事業所等にも所属していない場合、住所地証明として必要です。
4	▶戸籍抄本(原本)	受講申込書や実務経験証明書と、修了証書等に記載の氏名が異なる場合、確認用として添付が必要。
5	▶採用内定通知書等の写し (任意様式)	推薦を受ける事業所等に、申込時点では所属していないが、既に採用が決定している方のみ必要です。代表者職・氏名、事業所印、内定者名、雇用開始日、従事内容等が記載されているものを提出してください。

要件	内 容	HP 掲載様式
実務経験で申し込み後二年以上の基礎研修修了後	▶受講申込書(推薦書) 【様式 1 または様式 2】 ※該当のいずれかの様式で提出。以下同様です	【様式 1】サービス管理責任者実践研修用 【様式 2】児童発達支援管理責任者実践研修用 ※当カレッジ HP より、ダウンロードしてご使用ください。

要件	内 容	HP 掲載様式
六カ月短縮で申し込み後、実務経験	▶受講申込書(推薦書) 【様式 5 または様式 6】 ※該当のいずれかの様式で提出。以下同様です	【様式 5】サービス管理責任者実践研修用 【様式 6】児童発達支援管理責任者実践研修用 ※当カレッジ HP より、ダウンロードしてご使用ください。
	▶資格証明書などの写し	資格などが関係する場合は資格などの写しを提出してください。
	▶基礎研修修了後に個別支援計画作成の業務に従事すること: (様式 9 または 10)	

▶留意事項

※令和5年6月30日付けこ支障第34号 障発 0630 第7号に基づき、基礎研修受講開始時点でサービス管理責任者等として配置に必要な実務経験を満たしていたもので、以下のいずれかの業務に従事している場合は、実践研修の受講に必要な実務経験は6か月以上とします。

- ① サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合。
- ② やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、実務経験者がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合。
- ③ 令和3年度末までに実務経験者が基礎研修修了者となっており、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合。

▶サービス管理責任者等更新研修申し込みについて

号	内 容	備 考
1	▶直近で修了した実践研修,更新研修または旧体系研修の修了証書の写し	令和元年度から令和5年度までに修了したサービス管理責任者等研修または児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写し。他都道府県で交付されたものでも構いません。 【留意事項】 令和6年度以降、旧体系修了者は更新研修受講対象外となります。実践研修修了後、翌年度より更新研修受講対象者となります。
2	▶返信用封筒 2枚 (角形2号 160 円切手貼付)	受講可否通知書及び修了証書の送付に使用しますので、必ず2枚提出してください。
3	▶住民票抄本(原本)	いずれの事業所等にも所属していない場合、住所地証明として必要です。
4	▶戸籍抄本(原本)	受講申込書や実務経験証明書と、修了証書等に記載の氏名が異なる場合、確認用として添付が必要。
5	▶採用内定通知書等の写し (任意様式)	推薦を受ける事業所等に、申込時点では所属していないが、既に採用が決定している方のみ必要です。 代表者職・氏名,事業所印,内定者名、雇用開始日、従事内容等が記載されているものを提出してください。

▶サービス管理責任者等更新研修受講申込書様式について

号	内 容	HP 掲載様式
1	▶北海道サービス管理責任者更新研修受講申込書	【様式1】サービス管理責任者更新研修用 令和元年度から令和5年度までに修了したサービス管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写しを添付してください。
2	▶北海道児童発達支援管理責任者更新研修受講申込書	【様式2】児童発達支援管理責任者更新研修用 令和元年度から令和5年度までに修了した児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写しを添付してください。

(留意事項)

* 令和5年度末までに更新しなかった旧体系修了者は,サービス管理責任者等実践研修の修了が必要となります。

* 修了証書に記載される修了日は,研修最終日の日付になります。

(留意事項)

- ※ 受講者の決定は先着順ではなく、書類選考となります。受講要件と受講申込書の内容を十分に御確認の上、お申し込みください。
- ※ お申込みいただいた受講日程で選考漏れした場合は、別日の開催に御案内しますので予めご理解の程、よろしくお願いいたします。

(3)申込先

エンビット福祉カレッジ 障害福祉課宛

(〒001-0018 北海道札幌市北区北 18 条西 7 丁目 20-214)

封筒記入例

＜角形2号封筒 表面(例)＞

切手 郵便番号

サービス管理責任者等基礎研修 (Oコース)
○人分 申込書 在中

※朱書き

＜角形2号封筒 裏面(例)＞

〒000-0000
所属事業所住所
事業所名
受講者様 氏名

同一事業所(法人)で複数名をまとめて申込む場合は、必ず合計人数を明記して下さい。

返信用封筒記入例

＜表面例＞

〒000-0000

事業所住所
事業所名
所属長名(様)
【受講希望者名(様)】

サービス管理責任者等基礎研修 書類在中

＜返信用封筒について＞

- * 角形2号封筒 (240×332mm)。
- * を貼り付けてください。
- * 受講申込者1人に対し1枚必要です。⇒複数名まとめてお申込みされる場合は、人数分の返信用封筒を用意ください。
- * 二つ折りにして封入してください。(外袋開封時の破れ防止のため。)

160円切手

10 受講料,受講範囲

- (1) 受講料は下記予定となりますが,講師指示の教材や受講者数により変動する場合があります。
- (2) 納入方法は, 受講が決定した方へ結果通知と併せて払込み方法の詳細を通知いたします。

▶サービス管理責任者等基礎研修

過去の研修受講状況	受講料(税別)	受講日数	受講する範囲
・北海道障害者相談支援従事者初任者研修修了者 ・保 z 街道障害者相談支援従事者補完研修修了者	上限 25,000 円	2 日間	1 日目,2 日目

▶サービス管理責任者等実践研修

過去の研修受講状況	受講料(税別)	受講日数	受講する範囲
・サービス管理責任者等基礎研修修了者	上限 25,000 円	2 日間	全課程の 2 日目すべて

▶サービス管理責任者等更新研修

過去の研修受講状況	受講料(税別)	受講日数	受講する範囲
・サービス管理責任者等実践研修,更新研修または旧体系研修を修了している方	上限 25,000 円	2 日間	全課程の 2 日目すべて

11 受講者の決定(基礎・実践・更新研修共通)およびキャンセル規程

(1) 選考基準

募集定員を超過した場合,以下の①～③に該当する者を優先して受講決定します。

- ① 今年度又は次年度の早い時期に新規に事業を開始しようとする場合であって,本研修の受講希望者以外に代替する職員がいない事業所に配置予定の者
- ② 既に事業開始しているが,現在サービス管理責任者等欠如している又は今後欠如する予定(今年度もしくは次年度の早い時期)にあり,代替する職員がいない事業所に配置予定の者
- ③ 本研修の修了日から6ヵ月もしくは2年以内にサービス管理責任者等として配置予定の者

(2) 受講決定通知

受講可否の通知については,申込時に送付された「返信用封筒」により随時,普通郵便にて発送いたします。

(3) キャンセル規程

【基礎研修・実践研修・更新研修】

- ① eラーニング開始前:全額返金(振込手数料を除いた金額)
- ② eラーニング開始後:返還は行わない

(留意事項)

- * 募集定員を超過した場合、申込書の日程変更希望の有無を参考に、受講日程を変更する場合がございます。
- * 当カレッジが実務経験等の受講要件等について精査し、指定障害福祉サービス事業者等の指定権者に(1)の内容等を確認後に決定します。

12 事前課題(受講決定者:基礎・実践・更新研修共通)

- (1) 演習の際使用する、事前課題があります。
- (2) 詳細については、受講決定後、受講決定通知及び当カレッジホームページにて御案内いたします。

13 修了証書(基礎・実践・更新研修共通)

- (1) 修了要件について

全ての研修課程を修了した方に、「サービス管理責任者基礎研修」又は「児童発達支援管理責任者基礎研修」、「サービス管理責任者実践研修」又は「児童発達支援管理責任者実践研修」、「サービス管理責任者更新研修」又は「児童発達支援管理責任者更新研修」を交付いたします。

なお、以下の①～④に該当する場合は、研修修了者とはなりません。

- ① 欠席、遅刻、早退等により受講を中断した場合。
(受講中断した時点から受講継続は認めず、途中まで受講した分の受講証明書等の発行は一切ありません。)
- ② 期日までに、事前課題の提出が無い場合。
- ③ 受講態度が著しく悪いと判断された場合。
(私語、居眠り、講師等の指示に応じない、その他周囲への迷惑行為等)
- ④ 提出された受講申込書(推薦書)、実務経験証明書等に虚偽の申告が認められた場合や悪質な状態と判断された場合は、直ちにその者の受講を取消し、今後の同事業所(法人)の申込みは受付しないものとします。

- (2) 交付する修了証書の種類について(基礎・実践・更新研修共通)

受講申込書の記載内容に基づき、下記のうち **1 枚を交付** します。

- ① 「サービス管理責任者基礎研修」の修了証書
- ② 「児童発達支援管理責任者基礎研修」の修了証書
- ③ 「サービス管理責任者実践研修」の修了証書
- ④ 「児童発達支援管理責任者実践研修」の修了証書
- ⑤ 「サービス管理責任者更新研修」の修了証書

⑥ 「児童発達支援管理責任者更新研修」の修了証書

(3) 修了証書の取り扱いについて(基礎・実践・更新研修共通)

① 「サービス管理責任者研修」修了証書の交付を受けた。

⇒サービス管理責任者と併せて、児童発達支援管理責任者の配置要件も満たしている場合、「サービス管理責任者」の修了証書で、児童発達支援管理責任者として配置可能です。

但し、やむを得ない状況による経過措置があります。(P17～P18 参照)

② 「児童発達支援管理責任者研修」修了証書の交付を受けた。

⇒児童発達支援管理責任者と併せて、サービス管理責任者の配置要件も満たしている場合、「児童発達支援管理責任者」の修了証書で、サービス管理責任者として配置可能です。

但し、やむを得ない状況による経過措置があります。(P17～P18 参照)

③ 本研修の修了証書は、研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありません。

(留意事項)

* 配置要件の詳細は、事業者の指定等を担当する機関にお問い合わせください。

* 交付後の変更は原則できません。申込書の記載に誤りがないよう御注意ください。

* 修了証書の再交付は行いません。紛失等に御注意ください。

14 個人情報の取り扱いについて

(1) 受講希望者からお申込み時に寄せられた個人情報については、本研修の進行管理において必要な各種連絡、出席者名簿の作成及び修了者名簿の作成に使用します。なお、個人情報の取り扱いについては、当カレッジの個人情報保護規程に基づき十分な注意を払い管理いたします。

(2) 研修修了者の修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所等の情報は、宮城県サービス管理責任者等研修事業実施要綱の規定により、北海道に提供します。

15 感染症などに関する事項について

(1) 受講前に、自宅等での検温をお願いします。また次の①～③に該当する方については、他の受講者等への感染等を防止するため、受講をお断りします。

① 風邪のような症状がある方

② 2週間以内に海外(感染流行国)又は国内の感染流行地域(クラスター等)へ旅行・出張した方

③ 所属事業所にて流行性の感染症報告が明らかな場合、またそれに伴い自身及び同居されている方が自宅待機をされている場合

(留意事項)

※ 自然災害や感染症等の影響により、研修を変更・延期又中止する場合等、東北福祉カレッジホームページでお知らせいたします。個別通知は行いませんので、御了承ください。

※ エンビット福祉カレッジホームページ(<https://www.enbitto.com/company.html>)

16 問い合わせ先(月曜日を除く午前9時～午後5時)

- (1) エンビット福祉カレッジ 障害福祉課
- (2) TEL:011-707-8835
- (3) ホームページ:<https://www.enbitto.com/company.html>

17 使用教材

▶サービス管理責任者等基礎研修

- (1) 令和5年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 資料

▶サービス管理責任者等実践研修

- (1) 令和5年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 資料

▶サービス管理責任者等更新研修

- (1) 令和5年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 資料

18 事業者の名称,所在地

- (1) 名 称:株式会社エンビット
- (2) 所在地:〒001-0018 北海道札幌市北区北18条西7丁目20-214

19 研修事業執行担当部署

- (1) 名 称:エンビット福祉カレッジ 本部(事務局)
- (2) 所在地:〒001-0018 北海道札幌市北区北18条西7丁目20-214

20 苦情対応部署

- (1) 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し,苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
- (2) 苦情対応部署:事務局長 川向 晶世 電話 011-707-8835

21 その他 留意事項

- (1) 事業実施により知り得た受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ,または不当な目的に使用してはならない。
- (2) 受講者などが実習などで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ,または不当な目的に使用してはならない。

附則

この学則は,令和6年10月1日より施行する。

サービス管理責任者【基礎研修】カリキュラム

	科目	内容	時間数
e ラ ー ニ ン グ	サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義【7.5時間】	サービス提供の基本的な考え方（講義1）	60分
		サービス提供のプロセス（講義2）	90分
		サービス等利用計画と個別支援計画の関係（講義3）	90分
		サービス提供における利用者主体のアセスメント（講義4）	150分
		個別支援計画作成のポイントと作成手順（講義5）	60分
オ ン ラ イ ン グ ま た は 会 場	サービス提供プロセスの管理に関する演習【7.5時間】	個別支援計画の作成（演習1）	270分
		個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法（演習2）	180分
合 計			15時間

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式（修了証書交付）は含まれません（前後20分程度）。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

※やむを得ない事情により演習内容に変更が生じることがございますので、ご了承ください。

児童発達支援管理責任者【基礎研修】カリキュラム

	科目	内容	時間数
e ラ ー ニ ン グ	サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義【7.5時間】	サービス提供の基本的な考え方（講義1）	60分
		サービス提供のプロセス（講義2）	90分
		サービス等利用計画と個別支援計画の関係（講義3）	90分
		サービス提供における利用者主体のアセスメント（講義4）	150分
		個別支援計画作成のポイントと作成手順（講義5）	60分
オ ン ラ イ ン グ ま た は 会 場	サービス提供プロセスの管理に関する演習【7.5時間】	個別支援計画の作成（演習1）	270分
		個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法（演習2）	180分
合 計			15時間

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式（修了証書交付）は含まれません（前後20分程度）。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

※やむを得ない事情により演習内容に変更が生じることがございますので、ご了承ください。

サービス管理責任者【実践研修】カリキュラム

- 各科目に、次の意思決定支援の推進の考え方を盛り込むこと。
 ○ 障がい者が希望する生活を実現するためにサービスの質の向上を図るとともに、障がい者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するためには意思決定支援が必要であることを理解する。
 ○ サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することが定められたことを踏まえ、意思決定支援の視点や手法について理解する。

科目	内容・目的	時間数
1. 障がい福祉の動向に関する講義（1時間）		
障がい者福祉施策の最新の動向（講義）	・障がい者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供に関する講義及び演習（6.5時間）		
モニタリングの方法（講義・演習）	・事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法（講義・演習）	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議におけるサービス管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3. 人材育成の手法に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス提供職員への助言・指導について（講義・演習）	・サービス提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）	・事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4. 多職種及び地域連携に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）	・多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。	50分

（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み（講義）	・（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・サービス管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	・サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分
合計時間		14.5時間

児童発達支援管理責任者【実践研修】カリキュラム

- 各科目に、次の意思決定支援の推進の考え方を盛り込むこと。
- 障がい者が希望する生活を実現するためにサービスの質の向上を図るとともに、障がい者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するためには意思決定支援が必要であることを理解する。
- サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することが定められたことを踏まえ、意思決定支援の視点や手法について理解する。

科目	内容・目的	時間数
1. 障がい福祉の動向に関する講義（1時間）		
障がい者福祉施策の最新の動向（講義）	・障がい者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供に関する講義及び演習（6.5時間）		
モニタリングの方法（講義・演習）	・事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法（講義・演習）	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議におけるサービス管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3. 人材育成の手法に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス提供職員への助言・指導について（講義・演習）	・サービス提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）	・事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4. 多職種及び地域連携に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）	・多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。	50分

（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み（講義）	・（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・サービス管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	・サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分
合計時間		14.5時間

サービス管理責任者【更新研修】カリキュラム

区分	科目	内容	時間数
e ラ ー ニ ン グ	障害福祉の動向に関する講義 【1時間】	障害者福祉施策および児童福祉施策の最新の動向 (講義1)	60分
1 日 目 会 場	サービスの自己検証に関する演習 【5時間】	事業者としての自己検証 (演習1)	90分
		サービス管理責任者としての自己検証 (演習2)	120分
		関係機関との連携 (演習3)	90分
2 日 目 会 場	サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習 (7時間)	サービス管理責任者等としてのスーパービジョン(講義)	180分
		事例検討のスーパービジョン(演習)	60分
		サービス提供職員等へのスーパービジョン(演習)	120分
		研修のまとめ(演習)	60分
合 計			13時間

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式(修了証書交付)は含まれません(前後20分程度)。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

※やむを得ない事情により演習内容に変更が生じることがございますので、ご了承ください。

児童発達支援管理責任者【更新研修】カリキュラム

区分	科目	内容	時間数
e ラ ー ニ ン グ	障害福祉の動向に関する講義 【1時間】	障害者福祉施策および児童福祉施策の最新の動向 (講義1)	60分
1 日 目 会 場	サービスの提供の自己検証に関する演習 【5時間】	事業者としての自己検証 (演習1)	90分
		サービス管理責任者としての自己検証 (演習2)	120分
		関係機関との連携 (演習3)	90分
2 日 目 会 場	サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習 (7時間)	サービス管理責任者等としてのスーパービジョン(講義)	180分
		事例検討のスーパービジョン(演習)	60分
		サービス提供職員等へのスーパービジョン(演習)	120分
		研修のまとめ(演習)	60分
合 計			13時間

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式(修了証書交付)は含まれません(前後20分程度)。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

※やむを得ない事情により演習内容に変更が生じることがございますので、ご了承ください。